

平成21年8月1日から22年7月31日までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担限度額を合計し、下表(表1)の金額を超えた場合は、申請により超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。

支給は、医療保険(各保険者ごと)が「高額介護合算療養費」、介護保険が「高額医療合算介護サービス費」として、医療分と介護分の割合によりそれぞれから支給されます。

【支給対象】

世帯内の同じ医療保険で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯

【自己負担限度額(年額)】

年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります。(表1)

【対象期間と支給額の計算】

8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算します。

①平成22年7月31日現在に加入している医療保険者が計算をします。

- 国民健康保険や後期高齢者医療加入者↓登米市・後期高齢者医療広域連合が計算
- 前記以外の保険や共済組合加入者↓加入している医療保険者(事業所)が計算
- ②同一世帯でも、異なる医療保険との合算はできません。

③高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額は除かれます。

④自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

【申請手続き】

●国民健康保険・後期高齢者医療加入者  
合算制度の支給対象となる被保険者の人には、11月以降(後期高齢者医療は平成23年1月～2月)にお知らせします。ただし、平成21年8月1日から22年7月31日までの間に次の①～④に該当する場合は、申請の対象となる旨のお知らせができません。

- ① 転出した人(国保のみ)
- ② 他の医療保険から国民健康

保険または後期高齢者医療に変わった人

③ 新しく後期高齢者医療の被保険者になった人

④ 死亡した後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人

※①、②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要

●被用者保険加入者(全国健康保険協会・共済組合など) 加入している医療保険者(事業所など)に問い合わせください。

なお、介護サービスの利用者には、11月以降に自己負担額証明書交付申請のお知らせをします。

※手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますのでご注意ください。

【医療費助成を受給されている場合】

心身障害者医療費助成などの受給者で、すでに助成を受けている場合、高額介護合算療養費支給が過払いとなるため、医療費の調整または返還が生じます。該当者には別途連絡します。

# 『登米市高齢者及び後継者等肉用牛貸付事業』借受者を募集！

【事業内容】 肉用牛資源確保・飼養管理技術を向上させるため、市が繁殖素牛を購入し、畜産農家に5年間貸し付けを行う事業です。

【貸付対象者および募集頭数】

事業名	貸付対象者		貸付頭数	募集頭数
高齢者等肉用牛貸付事業	60歳以上で飼養管理ができる人		同一年度1戸1頭まで(最大で1戸2頭まで)	14頭
	上記以外の人で、畜産経営の拡大に意欲的に取り組む農業者		同一年度1戸3頭まで(最大で1戸6頭まで)	
後継者等肉用牛貸付事業	後継者	おおむね40歳までの人	同一年度1戸1頭まで(最大で1戸2頭まで)	5頭
	婦人	飼養管理ができる人(年齢制限なし)		

【貸付の対象となる繁殖素牛】 生後6カ月齢から15カ月齢未満の繁殖素牛(自家産は対象外) ※導入市場は、みやぎ総合家畜市場とします。

【購入金額】 60万円を上限とします(消費税、諸経費を含む)。

【申込方法・申込先】 各総合支所または農産園芸畜産課備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

【申込期限】 12月3日(金) 必着

【貸付決定】 貸付事業運営委員会にて審査のうえ決定となります。

【問い合わせ】 産業経済部農産園芸畜産課 畜産振興係 ☎0220(34)2713



## 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例(案)」に対する意見を募集します。

市では、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、条例(案)をまとめました。

市民皆さんの意見を取り入れた、条例を策定するため、下記により意見を募集します。

【公表する関係資料】 ①だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例(案)

②条例(案)の主な内容について

【関係資料の公表場所】

- ・企画部市民活動支援課(市役所迫庁舎2階)
- ・総合支所地域生活課・市ホームページ

【提出方法】 郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。意見は任意の様式とし、住所、氏名(団体などの場合はその代表者名)、電話番号、性別、年齢を明記してください。

【募集期間】 11月15日(月)～12月15日(水) 必着

【その他】 ▶意見は、条例案を作成する際の参考にします。▶個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。▶皆さんからの意見に対し、個々に回答はしません。

【提出先・問い合わせ】

企画部市民活動支援課 市民参画支援係  
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164  
✉shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

## 平成22年度 第1回結婚相談会

市では、後継者結婚推進・若者定住対策のため、結婚相談会を開催します。

【日時】 12月19日(日) 午前10時～午後3時

【相談時間】 ※一人あたり45分

- ①午前10時～10時45分
- ②午前11時15分～正午
- ③午後1時15分～2時
- ④午後2時15分～3時

【場所】 迫公民館1階研修室および2階視聴覚室

【対象者】 市内に居住し結婚を希望する本人、またはその家族

【募集人員】 8人 ※応募多数の場合は先着順とします。相談時間が重複した場合は、調整し電話連絡します。

【内容】 結婚のあり方についての助言、相談など

【相談員】 みやぎ青年交流推進センター(財団法人宮城県青年会館) 結婚相談員2人 ※相談員1人当たり4人の相談に対応します。

【相談料】 無料

【申込方法】 みやぎ青年交流推進センターに電話で申し込んでください。

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号

☎022(293)4638

(受付時間：午前10時～午後5時)

【申込期限】 12月16日(木)

【問い合わせ】

登米市企画部企画振興課 企画調整係  
☎0220(22)2147



【問い合わせ】  
▶国民健康保険・後期高齢者医療保険・医療費助成について  
市民生活部国保年金課 ☎0220(58)2166  
▶後期高齢者医療保険について  
宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎022(266)1021  
▶介護保険について  
福祉事務所長寿介護課 介護給付係  
☎0220(58)5551

(表1) 自己負担限度額(年額)

所得区分	医療保険 + 介護保険 (70歳未満)	医療保険 + 介護保険 (70～74歳)	後期高齢 + 介護保険 (75歳以上)
現役並み所得者(上位所得者)	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
低所得者(住民税非課税世帯)	34万円	II 31万円	31万円
		I 19万円	19万円

## 「登米市行財政改革推進委員会」委員を募集

【募集人員】 3人以内

【応募資格】 ①登米市に住所を有し、現に居住している人  
②登米市の職員または市議会議員でない人

【任期】 委嘱の日から平成25年3月31日まで

【役割】 市が行う行財政改革に関することについて、市民の視点から意見または助言を行うこと。

【会議】 年3回程度開催

【応募方法】 右記「応募申込書」と「作文」を企画部行政改革推進課(市役所迫庁舎2階)まで直接持参または郵送し

てください。なお、応募書類は返却しません。

①応募申込書＝各総合支所地域生活課および企画部行政改革推進課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。②作文＝「これからの登米市の行財政改革について」と題し、600字～800字程度にまとめてください。(様式の定めはありません。)

【申込期限】 11月30日(火) 必着

【応募先・問い合わせ】

企画部行政改革推進課 行政改革推進係  
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
☎0220(22)2157